

## 規程第4号

公益財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社勤労者福祉サービスセンター  
事業規程

平成25年5月30日

規程第4号

公益財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社勤労者福祉サービスセンター  
事業規程（平成23年10月4日施行）の全部を改正する。

公益財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社勤労者福祉サービスセンター  
事業規程

### （目的）

第1条 この規程は、公益財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社勤労者福祉サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）が実施する勤労者等への福祉に関する事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

### （主旨）

第2条 サービスセンターは、事業所の福利厚生及び勤労者の生活と健康を支援し、勤労意欲を高揚させ事業所の健全な発展と地域社会の活性化をはかるため、勤労者等に対する総合的な事業を行うものとする。

### （サービスセンター会員）

第3条 サービスセンター会員とは、入会の申込をした次の各号に掲げる者をいう。

- (1) ひたちなか市内に所在する事業所に勤務する勤労者及び事業主
- (2) ひたちなか市内に居住し、市外の事業所に勤務する勤労者及び事業主
- (3) その他理事長が適当と認める者

2 入会金および会費の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 入会金 入会1人につき1,000円
- (2) 会費 会員1人につき月額1,000円

### （事業）

第4条 サービスセンターは、次の事業を行う。

- (1) 生活安定に関する事業
  - ア 祝金、見舞金、慶弔金等の共済給付
  - イ 生涯生活設計に関する制度の斡旋及びセミナーの開催
- (2) 余暇活動に関する事業
  - ア 旅行の企画及びスポーツ大会等の開催
  - イ 保養・宿泊施設、レジャー施設等の斡旋
  - ウ コンサート入場券等の斡旋
  - エ 割引協力店の斡旋及び物品等購買に対する補助
- (3) 自己啓発に関する事業
  - ア 教養セミナー等の開催及び斡旋

イ サークル活動に対する補助

(4) 健康維持増進に関する事業

ア 健康診断等受診に対する給付

イ スポーツ施設等の斡旋

ウ 健康セミナー等の開催

(5) 事業に関する情報の収集と提供

(6) その他目的を達成するために必要な事業

2 サービスセンターの事業は、原則として会員を対象とし、事業の共有化をはかるものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。

付 則

この規程は平成25年5月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。